

5月23日 事務次官等会議

5月24日 閣議

5月27日 公布(予定)

平成17年5月

内閣府

## 「平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

### 政令案の概要

平成16年10月23日の新潟県中越地震による災害で、特に中小企業者に甚大な被害が生じた<sup>ながあかし</sup>長岡市、<sup>おぢやし</sup>小千谷市、<sup>とおかまちし</sup>十日町市、<sup>こしじまち</sup>越路町、<sup>やまこしむら</sup>山古志村、<sup>かわぐちまち</sup>川口町及び<sup>かわにしまち</sup>川西町(いずれも旧市町村名)の区域について、激甚災害法に基づく局地激甚災害として指定し、平成17年5月31日を期限として中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講じてきたところであるが、新潟県が4月に当該地域の復旧に係る資金需要調査を行ったところ、平成17年12月末までの間は、引き続き、全ての市町村で資金需要があるとの結果であったため、その期限を平成17年12月30日まで延長する。

### 延長する措置の概要

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

#### 連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、及川

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成十七年十二月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

平成十六年新潟県中越地震による激甚災害について、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）による災害関係保証の特例の適用期間を延長する必要があるからである。